



インドネシア版“過少資本”ルール

インドネシア財務省は2015年9月9日、法人税の計算において損金算入できる財務コストを規定した、“過少資本”ルール (No. 169/PMK. 010/2015) を公布しました。

この省令は2016課税年度より適用され、負債資本比率 (Debt Equity Ratio ; DER) の上限を4 : 1と定めています。

負債資本比率の計算方法

1. 負債
 - a. 課税年度あるいは課税年度の一部の、各月末負債残高の平均値
 - b. 負債には短期・長期の負債、および利息負担のある営業債務を含む (利息負担のある関係会社借入金 は、この負債の定義に含まれると考えられます)
 - c. 無利息の関係会社借入金は除く
2. 資本
 - a. 課税年度あるいは課税年度の一部の、インドネシア会計基準に従って計算された各月末資本残高の平均値に加え、
 - b. 無利息の関係会社借入金の各月末残高の平均値

3. シャリアを含む保険・再保険会社
4. 政府との間で、特定の負債資本比率が別途定められている鉱業事業契約 (Contract of Work) または生産物分与契約、およびその他の契約に基づき操業する石油・ガス会社、鉱業会社 (特定の負債資本比率が定められていない場合は、4 : 1の負債資本比率に従う)
5. Final Tax課税会社
6. インフラ事業に従事する会社

負債資本比率の計算により規制される財務コスト

1. 支払利息
2. 割引・プレミアム
3. 借入れのための追加費用 (アレンジメント・フィーなど)
4. ファイナンス・リース取引の財務コスト
5. 借入金の保証に関連する費用
6. 外貨建て借入金の為替換算差額で、支払利息や上記の財務コストの調整となるもの

他の考慮すべき重要事項

- 課税年度あるいは課税年度の一部の、月末資本残高の平均がゼロまたはマイナスの場合、財務コストの全額が損金算入できない

“過少資本”ルールの適用が免除される納税者

1. インドネシア中央銀行を含む銀行
2. 資金または資本財を提供する金融機関およびリース会社

- 関係会社借入金の支払利息を損金算入するためには、従来と同様に支払利率が適正（Arm's Length）であることが必要
- オフショアローンは税務総局（DGT）への報告が必要。（税務総局は報告タイミング、報告フォームおよび報告の猶予について、今後詳細な規定を発行すると思われる）



KPMGのコメント

本法令は“Thin Capitalization（過少資本）”として流布していますが、株主以外からの借入れ等も対象に含まれており、株主からの過大な借入れによる租税回避行為の防止するための日本の過少資本税制より取り扱い範囲が広がっているため注意が必要です。

このインドネシアの“過少資本”ルールは納税者に多大な負担を強いるものであり、新規投資の新たな障害になると思われます。負債資本比率が4：1を超える会社については実効税率が相当高くなると予想され、キャッシュフローに悪影響を与えると予想されます。

そのため負債資本比率が4：1を超える会社、特に関係会社借入金について支払利息がインドネシアで損金算入できない一方、貸付国で受取利息が課税される場合は、資本構成を再度検討する必要があると考えられます。

ただし、インドネシアへの投資資金あるいは貸付資金をインドネシア国外にある親会社が銀行借入れによって調達している場合、その資金用途（出資なのか、貸付なのか）が親会社所在国における支払利息の損金算入可否に影響することもあるため注意が必要です。

新規投資企業については、他の優遇税制すなわちTax HolidayやTax Allowanceの申請もあわせて検討する余地があると思われます。

Contact us

税務 サービス

33rd Floor Wisma GKBI
28, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
電話 : +62 (0) 21 570 4888
ファックス : +62 (0) 21 570 5888

kpmg.com/id

ジャパンデスク

鑑坂 淳一
KPMG Advisory Indonesia
E: Junichi.Yoroisaka@kpmg.co.id

石渡 久剛

KPMG Advisory Indonesia
E: Hisatake.Ishiwatari@kpmg.co.id

西本 弘（監査）

Siddharta Widjaja & Rekan
E: Hiroshi.Nishimoto@kpmg.co.id

松本 太一（監査）

Siddharta Widjaja & Rekan
E: Taichi.Matsumoto@kpmg.co.id

北岡 望

KPMG Advisory Indonesia
E: Nozomi.Kitaoka@kpmg.co.id

ローカル責任者

Abraham Pierre

Partner In Charge, Tax Services
E: Abraham.Pierre@kpmg.co.id

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.